

平成28年第4回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成28年 12月16日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

2番 池田 賢治	7番 齋藤 幸廣	14番 池田 信博
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	15番 福田 晃
4番 石橋 雄一	11番 高宮 陽一	16番 安部 和子
5番 前田 芳樹	12番 米澤 壽重	
6番 平田 文夫	13番 遠藤 義光	

1. 欠席議員

1番 西尾 幸太郎

8番 小野 昌士

10番 石田 茂春

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 池田 高世偉	農林水産課長 佐々木 千明
教 育 長 山本 和博	上下水道課長 田中 秀喜
総務課長 大庭 孝久	建設課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	大規模事業課長 河北 尚夫
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 八幡 哲
税務課長 池田 茂良	生涯学習課長 中林 眞
町民課長 名越 玲子	五箇支所長 増原 和彦
福祉課長 長田 栄	都万支所長 春木 茂正
保健課長 平田 芳春	布施支所長 大上 一郎
環境課長 藤川 芳人	企画財政課長補佐 石田 寛弥
観光課長 吉田 隆	総務課長補佐 野津 千秋
定住対策課長 鳥井 登	

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野 津 浩 一

事務局長補佐 田 中 順 子

1. 傍聴者 14 人

議事の経過

○議長（高宮陽一）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくをお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくようお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、6番：平田文夫 議員

○6番（平田文夫）

まず、通告しております町長の掲げた三つの柱の中の一点目、「生まれて良かった」そのことについて質問いたします。

隠岐の島町の新生児は、月約12から13人が誕生します。その赤ちゃんは生まれるとき、そ

の手を握り締めて生まれると言われております。握ったその手の中には、希望や夢を握りしめて生まれて来ると言われております。しっかり握って生まれ、そして、握った手を開いたその時、夢や希望は手から離れて飛び散っていくのが^{へんび}辺鄙で夢や希望の抱けない町、隠岐の島町の現実がそこにあります。

昔から「授かりものである子どもはすべての人にとっての宝」という精神文化があり、その文化を根付かせ、地域一体で子育てを応援する精神基盤を存在させる環境整備に早急に取り組む、少子高齢化の負が子どもの将来の妨げにならないような“まちづくり”を進め、子ども自身が自らの将来を選び、目標に向かって進めるような教育を学ぶことのできる“まちづくり”に取り組むことが大切と思うが、町長はどのように考えているのかお伺いします。

そしてもう一点、ひとりの人間が人生を生き抜くなかで大切な節目を、家族のみならず、住民や行政が共に祝うという地域文化を育み、子育ての場面でも充実した行政支援の手を差しのべるのが、子を産み育てる夫婦、特に母親にとって孤立感を防ぎ、子だくさんでも育てられるという自信につながると思うが、町長の所信を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

皆さん、おはようございます。

何分初めての一般質問の答弁でございます。方向性の間違わないよう頑張りたいと思えます。ただ、間違いがございましたらご指摘をいただきたい。よろしく願いいたします。

ただ今の、平田文夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、分割質問一点目の「生まれて良かったについて」の、「少子高齢化に対するまちづくり、教育に関するまちづくり等について、今後どのような対応を考えているのか」についてであります。本町の地方創生「総合戦略」の三つの基本的な柱に「若者定住」「生涯学習」「意識改革」を掲げました。これらはすべて、将来を担う子どもたちが世界に誇れる本町の独自の自然や文化・歴史に触れる機会を多くつくることによりまして、「柔軟性」「創造性」そして「温かな人情」に満ちた“隠岐びと”を育てていくことであると考えております。

また、本町で情熱を持って活躍されている多くの人の思いを聞く場や地元で根付いているいろいろな職種を知り、産業の体験をすることによりまして、子どもたちが将来に向かって夢を抱けるよう、その体験談を聞かせる場面やあらゆる職種の紹介ができるイベントなどの環境の創出をしております。

そして、これらを実践していく上においては、議員仰せのとおり「地域一体で子育てを応援する精神基盤を存在させられる環境整備」が重要であると考えております。そのためには、

地域・民間事業所・行政などが同じ目的を明確に持ち、子どもから高齢者までの幅広い世代が、「将来にわたり住み続けたい」と実感でき、生まれて良かったと思えるような、そんな“まちづくり”を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、「子育てに自信がもてるまちづくりをどう進めるのか」についてであります。本町では、子育て世帯の経済的負担の軽減策といたしまして、本年度から保育料の国基準額を約半額、二人目からは無料とし、子どもの医療費の負担の軽減、更に学校においては就学援助を行っているところです。また、仕事と子育ての両立を支援する、放課後児童クラブや休日保育、病後児保育などにも取組むとともに、保護者の孤立を防止するために、子育て支援センターや子育てサロン、プレパパ・ママ教室などを実施しているところであります。加えて、教育の場面で乳幼児とのふれあいの機会を設け、交流やふるさとへの愛着を図る事業にも取り組んでいます。

少子化、核家族化が進むなか、子どもは地域の宝という思いを強く念じ、今後も子育て支援施策の充実と子育てしやすい環境づくりを推進することで、町民の皆様方から安心して子育てできると思っていたいただけるような町にしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○6番（平田文夫）

再質問をさせていただきます。これから課長答弁も結構ですので。一番肝心なことが抜けている、ということは医療費、その負担は家計を圧迫するわけですよ。だからその考え方についてどのような考え方をもって進めていくのか。肝心なことをちょっと答弁願います。

○番外（町長 池田高世偉）

医療費の負担につきましては、ご案内のとおり義務教育までの医療費を町として助成しております。今後、その拡大という部分は考えておりません。この施策で対応していきたいと考えております。

○6番（平田文夫）

それしか考えていないということになれば仕方ないですが、これからはそのサービスということに対して住民が豊かになる、幸せになる、それにつながるようなサービスに取り組んでほしい。

次は、分割二点目「住んで良かった」について質問いたします。

少子高齢化が進展し、地域産業の力強さが失われている今日、個性豊かな地域づくりを進め、いきいきとした地域社会を構築し、産業活力の再生とまちを支える人づくりが正に求め

られております。

雇用問題は、そのみが単体で独立した問題ではなく、地域における産業の活性化、農林水産業や商業の振興などの地域振興策を有機的に論じ施策を講じることが最優先されます。

町長の求める高齢者が健康で長生きできる“まちづくり”は、まず、体制づくりが優先され、平成12年3月31日厚生事務次官通知で「健康日本21」が送付され、21世紀における国民健康づくり運動が推進され、また、平成24年7月10日には「健康増進法」が改正され、厚生労働大臣が基本方針を示しました。

健康事業に取り組むのは、本町では保健課の保健師が中心になって住民の皆さんの健康管理を業務として取り組んでおります。

健康管理とは、長きにわたって健康であり続けるための一連の管理を指して、健康の維持や発病の予防・病気・けがの悪化防止などが挙げられます。最近では個人の健康管理のみならず、特に高齢者の健康管理という場面では、保健師が得意としているグランドデザイン機能を発揮し、持っている能力の視点を変えて、組織的、動線的に“予防”の考え方を働かせ、システム的にリスク管理を内在させながら健康管理をマクロ的に演出することです。

町長、先進地では「健康日本21・健康増進」改正に対応するため、住民の皆さんからアンケート調査をして取り組んでおります。

その内容と結果は、中学生・高校生は、小学生に比べ「寝坊をする」「昼間あくびがでる」「体がだるい」「目がつかれる」「立ちくらみや、めまいがする」などの割合が高く、疲れを感じているようでございます。男性でBMI、これは肥満度の指標であります。25以上の肥満の人が、30歳で30.5%、40歳で35.1%、30%を超えております。

健康診査では、心筋梗塞や脳卒中の多い50代、60代でも30%の人が未受診であるようでございます。

がん検診では、40歳以上でも50%以上の人が受けていないというデータが出ております。

全体では約53%の人が運動不足と感じており、60歳以上では40%程度ですが、20歳から40歳代では6割から7割の人が運動不足を自覚しているようでございます。

また、8割の人が「ストレスがある」「少しはある」と答えております。特に30歳代では92.3%と高い状況だと集計し、独自の計画を策定し集会所単位で健康増進に取り組み、住民の皆さんを対象に健康体操等実施し、健康保険料に反映させております。

このことについて、町長はどのように考えているかお答え願います。

次は、平成18年4月に改正された介護保険法の中で、高齢者が要介護状態になることを防ぐ

目的として「介護予防」の項目が追加されたことであります。町長、行政サービスの担い手である職員一人ひとりが、前例や固定観念に捉われない柔軟な発想や行動力で、多様な町民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、町民の視線、柔軟な視点に立って、事業を進めるために、また職員が減らされるなかで行政が行っている業務のなかで、民間にできることは官と民の役割りを分担の観点で見直し、民間でその業務を行うことが可能かつ住民サービスの向上につながるものがあれば、コストを十分考慮した上で徹底した民間活力の活用を進めるべきと思うが、町長の答弁をお願いします。

本町も例を見ない速さで高齢化率が進んでおります。本町の65歳以上の高齢者は、平成26年4月1日現在5,429人、率は36.1%、平成27年4月1日現在高齢者は5,572人、率は37.4%、平成28年4月1日現在高齢者は5,619人、率は38.3%と毎年1%との伸びであります。

この数値を見たとき、優先されるのは、高齢者の予防であります。10月1日付けで高齢者のケアプラン作成に人手が足りないという理由で包括支援センターが保健師1名の増員をしております。

常任委員会で、プラン作成はケアマネージャーや社会福祉士でも可能ではないかと確認すれば、資格講習を受けていないと資格者とはならないから無理だと、管理の無能さを露呈した答弁をしています。高齢者が増えることは、事前に確認できているにも関わらず、その対象者の予防事業に取組まず、庁舎内の理解を得たかと問えば、保健課と福祉課で確認し、町民課とはしていないとのことであります。それは何でしてないかと言うと、町民課には保健師のプロがおるから避けているわけです。そういうふうな手続きで重要課題が決定がされて良いのか問われる大問題であります。まさに庁舎内に問題があることを提起しております。他の一生懸命ルールを守って事業を進めている職員に配慮が欠けている。組織の自浄能力の欠如を露呈していると思うが、町長はどのように考えているのか答弁願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

次に、分割質問二点目の「住んで良かった」の、町長は「健康隠岐の島 21・健康増進法」を踏まえ、まちづくりをどう進めていくのかについてであります。健康隠岐の島 21につきましては、急激に進む少子高齢化に対応し、子育てや、障がい者、高齢者対策等の施策とともに総合的に実施していくよう、昨年度「隠岐の島町総合保健福祉計画」を策定したところでございます。

その中の健康づくり部門におきましては、この計画を補完し具体化するものとして「隠岐の島町健康増進実施計画」を策定し、基本目標として「健康寿命の延伸：元気で長生き」を

掲げ、特に早世の要因となっております「がん」「生活習慣病」の予防のため、小児期からの健康づくり、青壮年期での健康の維持増進、高齢期の介護予防等を推進しているところであります。

具体的には、各種健診・検診等をとおして健康指導をしていくとともに、地域での健康教室、高齢者サロン、健康に関する講演会等、地域の皆さんに参加していただく活動を保健師が自治会、公民館等の各団体と協力して開催することで、住民の方が自ら健康づくりに取り組んでいく町を目指してまいります。

また、住民の皆さんと顔を合わせながら、地域の課題解決に努め、いつまでも“あんきに暮らせる、住んで良かった”と言える町を目指してまいります。

次に、「行政が行っている業務に関する民間活用の考えについて」であります。介護予防事業への民間活用については、議員仰せのとおり民間でできることは積極的に民間にお願いしていきたいと考えております。介護保険制度も民間活力を活用しながら、安価で質の高いサービスを提供するため、民間業者も参入できるようにしているところであります。

現在、介護保険給付費の3%が介護予防事業として各町村に割り当てられ各種事業を実施し、既に限度額いっぱいの事業を行っているところであります。要介護になることを防ぐために、介護予防事業は重要と考えておりまして、一般財源を充てても実施しなければならない事業もあるものと考えております。

隠岐広域連合の介護保険計画の見直し時期が平成29年度となっており、事業所や町民の皆様へ各種調査をするなかで、介護予防事業の民間活用や福祉提供体制等の本町の取組みをその計画に載せていくこととしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、「組織の自浄能力についての対応は」についてであります。本町におきましては、合併以来、行財政改革大綱を基に、将来を見据え、自治体として存続可能な体制を目標に取組み現在の組織となっております。しかしながら、近年の国や県からの権限移譲によりまして、事務量が増大し、現有職員での対応が困難な職場も目に付くようになり、できるだけ財源がかからないよう、組織内でのやりくりをして対応をしているところであります。このような対応が、自浄能力が欠如しているようにも映るやにも知れませんが、当然、このような場合には全職員と意見交換をしながら進めておりまして、近年は、職員の年齢構成を考慮しながら、前倒しで新規採用者数を決定するなど計画性をもって対応し、増員する職場も出てきていることをございますのでご理解いただきたいと思います。

現在、新庁舎建設に向け検討を進めておりますが、その中で組織につきましても効率的で、

町民の皆さんにわかりやすい組織はどうあるべきか検討を進めていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○6番（平田文夫）

再質問をさせていただきます。

町長にお伺いします。地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を持っていると思うが、町長はどのように考えていますか。

○番外（町長 池田高世偉）

議員の仰せのとおり、地域住民の皆さまのため福祉に寄与する、この精神をもって対応していくつもりですし、対応してきているつもりでおります。

○6番（平田文夫）

再々質問をさせていただきます。

町長、この中に一番肝心なものが抜けている。ということは、保健師さんは要するに家庭訪問、高齢者に「自治会とか集会所に出てこい。」じゃないじゃないですか。家庭訪問をして健康管理をする。そのためには、保健師・栄養士・看護師が連携して、家庭訪問して住民の皆さんの健康管理をしていく。

隠岐の島町は、要するに家庭には「個人情報保護」の観点から行けないんだということを言っているわけですよ。そういうふうなことをやっていたら、高齢者の方々はいつまで経っても保健師の顔が見えない。ここにちゃんとあるわけですよ、「暮らしの現場を見る・知る家庭訪問」と謳われている。そこら辺のことをどう考えているのかお伺いします。

○番外（町長 池田高世偉）

議員のおっしゃる「保健師の役目」でございますが、保健師のする仕事として町としては、できるものはできるとしてやってきているつもりでございます。

保健師の活動とは別に、この「家庭訪問」という部分では12月28日に郵便局と協定の締結をするように進めておりますが、郵便局の皆さんのお力添えをいただいて安否確認も含め、そういった部分でやっていきたいというふうに考えております。

○6番（平田文夫）

町長、一人暮らしの確認なんか保健師じゃなくてもできるわけですよ、地域が連携すれば。保健師がやる仕事と、そういうことは事業が異なるわけでしょう。保健師は冷蔵庫の中を見れば、その生活水準が分かると言われていないじゃないですか、そこら辺のことをちゃんと。

答弁は課長もできるわけですから。

○番外（保健課長 平田 芳春）

地域の状況の把握につきましては、いろいろなサービス、事業所等の情報も勿論ありますが、そういうサービスを受けておられない高齢者の方、あるいは人との接触が少ない高齢者の方、そういった方の状況が把握し難いということがございます。そういった方につきましては、保健師が地域の活動に入っていくなかで地域の方から情報を得ながら、必要に応じて住民の方から直接お話を伺いながら進めていきたいと考えております。

○6番（平田 文夫）

町長、旧態依然の取組みなんですよ。家庭訪問の保健師の業務というのがちゃんとあるわけでしょう。何でそれを避けるんですか。住民を知らずして何が「健康管理」ですか。そこら辺のこと再度お伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

保健課長からも答弁がございましたように、保健師としての活動、家に在宅している老人の皆さんの状態の把握、健康時の確認、それらは地域の皆様方と一体となって。ご指摘のように、個別の全戸訪問はしておりませんが、地域の皆様方と連絡体制を取りながらやってきているつもりですし、今後も更にその体制を充実させていきたいというふうに考えております。

○6番（平田 文夫）

耳をかつぽじってよく聞いてくださいよ、しっかりした答弁を願いますよ。

家庭訪問の保健師の業務内容は、「保健師の重要な仕事の一つに『家庭訪問』というものがあります。この家庭訪問は、乳児のいらっしゃる家、一人暮らしの高齢者の家、そして育児で悩んでいる家庭等に行われます。地域の住民の方と直接触れ合える機会ということで、保健師の方もやりがいのある仕事の一つです。」とあります。ただ、先ほども言った、個人情報保護という言葉があって、家の中を見られたくない、子育てについて口を挟まないでほしいという家庭もあるわけですよ。そういうことをしっかり指導して、ちゃんとやっていく。

それは何故かという、その中にはいろいろな環境によって、いろんな将来につながる、医療につながるような情報が得られる。そのために、家庭訪問を推奨しているわけです。それに逆らって、なぜ隠岐の島町は取組むという姿勢を持たないのですか。そこら辺をお聞かせ願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

家庭訪問について、わが町が、保健師が、家庭訪問をしない、していないということではございません。それはご案内のとおりだと思いますが、平田議員のおっしゃる全戸についてというイメージ、全戸というご指摘、これについては今の町としてはできていない。また、先ほど申しあげましたように、今後も情報の収集を地域の皆さんのご協力を得ながら、もっとも深く情報が得られるような体制を整備していこうというふうに考えております。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○6番（平田文夫）

ここにあるわけですよ。「連絡が取れない家庭、問題がある家庭はやはり電話ではなく、直接家庭訪問をすることで問題が解決する唯一の方法となります。相手に嫌がられないようなことをするのも大切、いやな事故が起こる前に何とかしたいという気持ちも家庭訪問する保健師の側にあります。やりがいがあると同時に、ストレスにもなりやすい仕事ですがとても大切な仕事。」と謳っているわけですよ。

何であなた方は家庭訪問を嫌がるのですか。住民と対面して、そういう健康管理を今後進めていくことが求められている、特に高齢化社会になっている以上。そこら辺のことをもう少し住民の皆さんへのサービスとして、行政が取組む重要課題と思いますので答弁をお願いします。

○番外（町長 池田高世偉）

まず、議員の仰せのとおり重要だということで、今後は取組んでいくということを答弁させていただきますが、私の町の保健師が家庭訪問を嫌がっているわけでもなく、保健師は保健師の責務の中で自分たちの誇りを持って職務をしていることは間違いございません。

直接訪問を全戸ではなくて、予防のための情報収集はきちんとし、できる限りもっと親密な各家庭とのお付き合い、情報が得られるようにやっていく所存でございますが、やはりそこには保健師だけでできるものではございませんので、地域の皆さんのご協力を仰ぐ以外ないと思っております。

最初に答弁いたしましたように、重要課題として認識はいたしております。ご理解をいただきますよう、よろしくようお願いいたします。

○6番（平田文夫）

最後に保健師の事業とともに、その保健師を束ねる保健課長は、4月から座っているわけですが、地域とか家庭とか訪問したかどうか報告があったのですか。

○番外（町長 池田高世偉）

詳細に何回地域を回ったとか、保健師がこうしたというような報告は、私の努力不足で受けておりません。申し訳ありません。

○6番（平田 文夫）

それが、組織の自浄能力が欠落しているということにつながるわけです。

保健師が、一生懸命やっていることは私も。そして高度な技術者であり、その保健師が退職するという事になれば減るわけです。なかなか公募しても応募が少ないということになれば再任用という制度が隠岐の島町にあるわけでしょう。今、再任用しているのはどんな理由で再任用しているのですか。そこら辺、ちょっとお伺いしたい。

○番外（総務課長 大庭 孝久）

職員の再任用につきましては、退職した方が年金を受給されるまで希望すれば再任用できるというところがございますので、退職する職員が手を挙げていただければ再任用しております。

○6番（平田 文夫）

なるべく、再任用は資格者が再任用できるように。そこら辺のことを踏まえて、今後お願いします。

次は、介護予防の町長の答弁について、まず早い段階で老化のサインを捉え、介護が必要な状態になる前に予防策に取組み、健康や身体機能を維持するというもの、2025年には団塊世代が75歳以上になり、介護を必要とする高齢者がますます増えてくると予想されるなかで、各市町村における包括支援センターや民間団体が主になって、介護予防事業の様々な取組みをやっている。そして、厚生労働省もこれからの介護予防は「リハビリ専門職スタッフを活用した介護予防の機能強化」「住民が運営する通いの場の充実」「高齢者の社会参加を通じて介護予防の推進」、この三本柱を進めておりますが、隠岐の島町は、今後もどのような取組みをするのかお聞かせ願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

答弁もいたしました。まず、一般財源を充ててでもしなければならぬ事業もあると思っておりますので、これについては精査していきたいと考えております。

また、今後の取組みは、これも答弁させていただきましたが、隠岐広域連合の介護保険計画の見直しが平成29年ですので、その中に介護予防事業の民間活用や福祉団体の体制等、我が町の取組みを計画に、広域の方に載せていこうと、その中で具体的な計画をもって実施していくように考えております。

○6番（平田 文夫）

そういう体制をしっかりと定めて、今後高齢者に対して健康であり続けるような仕組みを作
ってほしいと思います。

いろんなやり方がある、体育協会には指導員もおるわけでしょう。そういう人たちを活用
もしたり、街中が連携して対策に取り組むということが正に求められています。

次に、三点目の「訪れて良かった」について質問いたします。

各関係組織の関係者に、本町の“おもてなし”の教育を徹底し、人材育成に取り組むことが
重要であります。隠岐の島町が管理している施設でもそれが正に求められています。

年間30万人が訪れるある施設では、これは和倉温泉の「加賀屋」、その人気の原動力にも
なっている「施設流おもてなし」の質の高さであります。おもてなしの質を維持向上させる
ためには、当然のことながら従業員に対する教育は欠かせません。おもてなしの教育は徹底
していますが、その内容は、いわゆる「マインド教育」ではなく、正しい言葉使いや、美し
い立振る舞い、好感のもたれるお辞儀など、もっぱら形にこだわったトレーニングが主体で
あります。あるべき形をまね、何度も実践しているうちに「施設流おもてなし」の精神を理
解・実践できるようになるので、あえてマインド教育を実施する必要がないそうであります。

特に、昨今の「ゆとり世代」とも呼ばれる若手従業員の教育に関しては、概念や理屈・理
論を教えるよりも、あるべき姿・形を実践させる方が重要であると言われております。

例えば、元気のいい返事、さわやかな挨拶を理屈抜きでとにかく実践させてみる。その結
果、自分の周囲にどんな変化が起きてくるか、自分の気持ちがどうなるか、体験させる。そ
して、その体験さえあれば、良好な人間関係をつくる上でマナーがいかに大事かという自信
にもつながり、理解・納得することができるわけであります。自発的な気づきを促すため
にも、形の教育は重要であると力説しております。環境整備も必要と思いますが、優先順位が
求められる。人材育成と思うが町長の答弁をお願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問三点目、「訪れて」良かったの、「おもてなし教育の必要性についての町長の考え
方」についてであります。観光を機軸に交流・産業を創出するまちを目指し交流人口の
拡大を図る我が町にとって、ご来島をいただいたお客様の満足度を向上していくことはとて
も大切なことであり、議員ご指摘の「おもてなし教育」は最も大切な要素のひとつであると
認識いたしております。

流行語にもなりました“おもてなし”は、マナーやサービスあるいはホスピタリーと同じ

ように理解されがちですが、対価を求めず、目配り、気配り、心配りを尽くし、どうしたらその方に喜んでいただけるかを常に考えて行動する最上級の日本の文化でもあります。

議員ご指摘のように、概念や理論を教えるのではなく、自発的な“気づき”を促す教育は、重要でありまして、本町といたしましては、観光関係団体と連携を図り、職場研修のあり方を今一度確認してまいりたいと考えております。

また、観光関連従事者の研修にも引き続き力を入れてまいりますが、小学生から高校生までの次代を担う子どもたちの教育についても取組んでまいります。

過去に本町を訪れた方々からの感想に、「隠岐の島町の小学生の気持ちの良い挨拶と笑顔は素晴らしい。」とのお褒めの言葉がございました。彼らの素直で純真な心こそ“おもてなし”の基本かも知れません。その純粋さを失わず、伸ばしていくことが、本町の観光振興にも大きなプラスになり、町全体の底上げにつながると確信をしております。今後も、学校教育及び社会教育にも力を入れ、取組みたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○6番（平田文夫）

町長、ここに「鵜の岬の魅力」というこれは茨城県、西郷湾に面したようなそういう所があります。26年間連続して利用率ナンバーワン、これは国民宿舎ですよ。そこが取組んでいるのが、第一番に「美しい景色、波の音が風の匂いが、心をゆっくりと解きほぐしてゆく」そして二番目に、「季節の料理、自慢は新鮮な海の幸、旬の味をゆっくり味わってください。季節のお料理にておもてなしいたしております。」、そして三番目、これが一番大事なんですよ。「みんなの笑顔、普段と違う目覚めを、ここで過ごした素晴らしい時間を誰かに伝えたい。そんな朝を迎えていただきたい。ここを訪れるすべての方に喜びと満足を感じていただくため、私たちはこころからのおもてなしを約束いたします。」ということ、教育の三本柱にあげているわけでありまして。

だから、隠岐の島町の特に町が保有している施設、それをしっかりこういうふうな教育でもってお客をお迎えして、満足して帰っていただくということが正に、“再生隠岐の島町”の姿であるべきと思いますが、そこら辺の答弁お願いいたします。

○番外（町長池田高世偉）

議員仰せのとおり、こころが一番だというふうに考えております。

先ほども答弁させていただきましたが、再度研修のあり方については関連団体と一緒に考えて、取組んでいきたいと思っております。

私も、改めまして“おもてなし”という部分を自分なりに理解するために、再度いろんな資料を取寄せ考えました。一番、自分の言葉にして分かったのが、おしぼりを「どうぞ」と言って差し出すのは“サービス”であると。これに一言、「おつかれさま」という言葉を付けるのが“おもてなし”。この言葉は我々が気づかない一番具体的な言葉かなと思いました。

こころのこもった“おもてなし”ができるような観光体制をつくるように努力してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○6番（平田文夫）

最後といたしますが、ここに調査票があります。隠岐の島町へ来られた男性は42%、女性が58%、地域内で利用した交通機関は自家用車42%、居住地は近畿が25.4%、中四国が44%、目的は保養・休養が64%、家族や仲間との時間を楽しむが62.6%。情報源は、以前来訪した際の経験が30.9%、旅行会社のパンフレットが32%、同行者は夫婦が33.5%。来訪回数が初めてというのが50.7%というようにリピーターということが全然活かされていない。

そのことも踏まえて、今後、施設運営にあたり来訪者に対して取組んでいくということデータをしっかり残してくださいよ。ただ「やります」「やります」と言って、何を基準にしているか分からない。そういうことを踏まえて、最後に町長の答弁を求めます。

○番外（町長 池田高世偉）

「観光を基軸」と、町の方針をずっと申し上げてきました。議員ご指摘のとおり形として現れるよう、今後も取組んでまいります。今一度、観光関連団体との協議・調整をやった上で、また数字としての成果が現れるように努力してまいります。よろしく願いいたします。

○6番（平田文夫）

終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、平田文夫議員の一般質問を終わります。

次に、16番：安部和子 議員

○16番（安部和子）

それでは、レジ袋についてお尋ねいたします。

昨年「隠岐世界ユネスコジオパーク」の認定をうけて、島の住民として私たちは何を思ったでございましょう。地質・岩石・希少植物等々は、興味のある人たち以外の人にはあまり身近に感じることはありませんでした。ただ、この島をきれいにしていかなければならない、透

き通ったおいしい空気を保っていかなければ、というようなことを一般人として思いました。そして、自分たちで今すぐできることは、空き缶を捨てない、生ごみや粗大ごみを不法投棄しない、個人のごみ焼却炉の撤去、なるべく「ごみ」をつくらないエコ活動のそういう一環にレジ袋削減がございました。

平成19年6月定例会で「ノーレジ袋デー」制定を訴えて9年でございます。現状はどうでしょう。何一つ変わっておりません。

当時、「隠岐の島町レジ袋削減推進計画」で県補助事業として、平成22年だったと思えます「エコバック」を全戸に配布いたしました。ここで、議長に許可を得ておりますので、しつこく実演をやらせていただきます。

(エコバックの使い方の実演)

これが、全町に配布されたエコバックです。これをスーパーの「カゴ」と同じサイズの「マイカゴ」にセットします。これをショッピングカートの下段に置きます。上の段にスーパーの「カゴ」を置いて買い物をします、そしてレジの所で下の「マイカゴ」を出します。ここに買ったものを詰めてくれます。そしてレジを済ませると、こうしてサッと持ち帰ることができます。

どうして、こんなに便利な袋を使わないのでしょうか。このバックを抱えている人に出会うことは本当に稀でございます。1,000万円費やした県支出の予算、まことにもったいない話でございます。町としてもこのバックの使用状況がどうなっているのかという追跡調査をやっておりません。

レジ袋のせいとは申しませんが、これから老朽化による焼却炉の修繕費が増すことも懸念されます。

町として、エコに対する考え方、このバックの使用状況等どうなっているのか、住民の意識高揚を踏まえてお尋ねいたしたいと思えます。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、安部和子議員のご質問にお答えいたします。

まず、分割質問一点目の「レジ袋削減推進活動について」、「エコ活動の推進を」から「エコバッグの使用推進」についてまで三点のご質問をいただいておりますが、それぞれ関連がございますので一括して答弁をさせていただきます。

国が推進する「持続可能な循環型・脱温暖化社会の構築に向けた、環境に優しいライフスタイルへの転換」のためにも、ごみの減量化や再利用等エコ活動は重要な取組みであると認

識しておりまして、本町におきましてもエコ活動推進の一環としてエコバッグの全戸配布やエコポイント事業、資源ごみ分別袋無料配布等を実施してきたところであります。

しかしながら、この活動の取組みが広く町民の皆様に浸透しているかといえば、エコバッグの使用や資源ごみの搬入量から判断いたしますと、十分ではないと感じるのも事実でございます。

ごみの減量化や再利用・適正処理につながるエコ活動は、将来にわたる隠岐の島町の環境保全にかかる重要な取組みでありますことから、町民の皆様のエコ活動に対するご理解や意識の高揚に向けた周知について、町のホームページや広報・お知らせ便等を活用し、本年度も3回行ってまいります。また、エコバッグにつきましても、「誰でも手軽にできるエコ活動」であることや使用推進による効果等を積極的に周知し、町民の皆様の意識を高めるよう、今後も粘り強く啓発を継続してまいり所存でございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○16番（安部和子）

粘り強く啓発を継続していくという答弁でございます。それは結構なことですが、今まで粘り強く住民周知に同じ方法でやってきて、あまり浸透していないということをおっしゃっています。じゃあどうすればいいのか。どういう方法をこれから先、考えていけばいいのか、どう考えておられるのか、そこら辺のところお願いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

まず、ご指摘のとおりだと思っております。

今後でございますが、年3回実施をしたと言っております広報等の「お知らせ便」ではやはり効果が薄い、低いというのは事実ですので、今後は定期的なキャンペーンを行っていきたいと考えております。

また、12月から転入者に対しまして、届け出の時にエコバックを配布したいとそうように考えておりますし、また傷んでいたり、失くした町民の方につきましては環境課の方で、当面は環境課ですけれども再発行、再配布をさしていただきたいというふうに考えております。

また、もう一点、環境課の方で岬の処理場にお出かけの方に当面はやっていきたいと思いますが、啓発のためのポケットティッシュ等を配布したり、もう少し力を入れて浸透するような施策、方法を取っていきたくて考えております。よろしくようお願いいたします。

○16番（安部和子）

この質問をさせていただくにあたりまして、この町の大きなスーパー4店の責任者の方に

取材をさせていただきました。もちろん、政務活動費はありません。そして次のような情報を把握することができました。

一つ、エコ対策として、マイバック持参者にはポイント制を実施していますと。レジ袋の料金化は考えてはおりません。一つ、エコ社会については考慮しているつもりだが、現在は何もしていない。マイバックは時々そのままレジを通過してしまうことが稀にあるので、レジ袋のほうが安心です。一つ、レジ袋の料金化は売り上げ低下につながると困るので実施する気はありません。一つ、エコポイントとしてマイバック持参者にはポイントを増加しています。本町の町民にはレジ袋の料金化はそぐわないと思います。一つ、空き箱利用などをしなるべくごみを出さないように努力はしているつもりです。一つ、島外のチェーン店では有料化していますが万引き防止の点からマイバックは反対です。たかがレジ袋の消費公害など車の排ガスに比べれば微々たるものだと考えています。

要約すれば以上のようなご意見でございました。店舗によっては前向きで協力的なお店もありました。しかし、悲しいことですが利益を追求する事業にとっては、始めから万引きの疑いを考慮しなければならないのでしょう。レジ袋の削減は消費者しだいということを実感に強く印象を受けました。

「たかがレジ袋」本当にそうでしょうか。1万人以上の町民が、みんなそう考えていたとしたらどうでしょうか。これは、絶対に「されどレジ袋」ではないでしょうか。何も考えず無意識に下げているレジ袋と「しまった、今日はマイバックを忘れた」と思って下げているレジ袋では全然違います。何が違うか、ハートが違う、ここです。

今まで申し上げましたことから、計画の振興、管理は途中で止めないで、何とかして町民の皆様に認識とご理解をいただきレジ袋削減に協力していただくよう、もっともっと努力すべきと思います。どうでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

まず、大手スーパーの調査を事前にされた安部議員に対しまして、本来なら町としての意向調査も必要だったと反省しております。

おっしゃるとおりに、企業に我々が指示をすることができませんので、お願いは今後もしていきます。また、データによりますと本土もそうですが、料金化が一番迅速に進むとはなっておりますが、確かにこの離島、各企業のお考えもございまして、お話は少しずつですが企業に対しては進めていきます。

ただ、すぐにでもできるのは住民の皆さまに対する啓発でございますので、先ほど回答さ

せていただきましたような取組みを迅速に進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○16番（安部 和子）

このほどパリ協定並びにCOP(コップ)22が開催されて、出遅れてしまった日本は傍聴者でも発言できませんでしたが、国民一人ひとりに対してライフスタイルの見直しが求められるようございます。元来、隠岐の人たちは豊かな自然に生まれ、親切で真面目でお互い顔見知りといういわゆる「島人」が多い土地柄であり、いざここぞという時には、この町には一丸となって成長する力があると信じております。

平成28年11月24日発行の「お知らせ便」です。隠岐の島町カレンダーの申し込み欄の裏にあります。「資源の節約を心がけましょう」、これは環境課の方が出してくださったものだと思います。隠岐の島町の全住民が1か月に1回レジ袋を使わずにエコバックを使用すると、年間で石油約3,200トン、ドラム缶16本分の節約になります。「ちょっとした心がけがエコにつながりますので積極的にエコバックを使用しましょう。」とここにこんなに小さく書いてあります。気持ちは分かります。でもねえ、このぐらいにしてはどうでしょう、これは随分前に出雲の方で出された、「4月1日からレジ袋の無料配布を中止します。」という、これは脅しみたいですが県が出しております。このくらい「レジ袋使用しましょう。」という啓発もあってもいいと思います。

今、町長から前向きな答弁をいただいておりますので、何かありましたら、なければ次に行きますけど。

○番外（町長 池田 高世偉）

一言、積極的に推進します。啓蒙の部分もご指摘のとおり、皆さんに分かるような形で進めてまいります。よろしくお願いいたします。

○16番（安部 和子）

それでは、二点目にまいります。リーダー養成と“まちづくり”について伺います。

「まちづくりは人づくり」と言われて久しいところですが、個人と社会の相互関係、扶助協力関係をどう結びつけるか、行政側が音頭をとっただけでは円滑に進むものではありません。そこには、中核としての仲立者で優れたリーダーによる導きがどうしても必要になります。

人材の育成に力を入れ産業振興、商工業、観光産業の発展、教育、文化、等々各方面にわたってリーダーの存在が重要であります。その育成は欠くことのできない条件であると考えます。社会経済情勢が著しく変動するなかにあって、民間活力を活かし地域活性化を図るた

めに各界にわたるリーダーとの連携を強化し、協力体制を整えることが極めて重要であります。具体的に“まちづくり”のためのリーダー格、社会の後継者をどう活用し育成する考えであるのかお伺いしたい。

また“まちづくり”には、町民意識の高揚と発想の転換が必要であります。わが町を良くするためには、町長仰せのとおり自分の町が好きにならなくてはなりません。そのためには、まず自分の町をよく知る努力が必要で、町民一人ひとりが“まちづくり”のために何ができるか、そしてできることを実践して他の町村から聞かれたときに「すばらしい町です。」と誇りのもてる町民意識を育てることが大切であると思います。その中から町民の前向きな“まちづくり”のムードが盛り上がるのではないのでしょうか。

他町村に比較して我が町は、“何が優れ”、“何が劣っているのか” 実態を良く知ることが重要だと思います。例えば、町の広報は行政サイドから良いことづくめの「お知らせ便」となっていないのでしょうか。良いことは知らせるが、不利と思うことは知らせない。これで住民の要求する現実を知る意識の高揚に役立っていると言えるのでしょうか。実態を分析し、ガラス張り姿勢に徹して周知してもらう努力が必要ではないかと思えます。

総合して地域を引っ張るリーダーへの報酬制を取り入れて、行政と地域が密着した“まちづくり”につなげてはどうかと思えますが、お考えをお聞かせください。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

分割質問二点目の「リーダー養成とまちづくりについて」の、「町民に対しての町の実態周知は十分か」についてであります。町民の皆様との情報共有は、誠に大切なことと認識しておりまして「広報 隠岐の島」「お知らせ便」「防災行政無線」「町のホームページ」等あらゆる手段を持ちまして、事実をできるだけ迅速かつ詳細にお伝えしております。したがって、町民の皆さんにお知らせすべきこと、報告すべきことは、全て周知させていただく考えでございます。今後につきましてもその方針に変わりありませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、「地域を引っ張るリーダーへの報酬制を導入し、行政と地域が密着したまちづくりにつなげてはどうか」というご質問でございますが、本町におきましては、現在、企業支援として雇用支援、研修支援といった場を設け、次代を担う若い就業者の育成に取り組んでおりまして、その中で各事業者の方々の人材育成、後継者育成に期待をしているところでございます。

また、地域自治会等のリーダー、人材育成につきましても、地域内で育成することも大切

でございますが、平成22年から実施しております地域活性化交付金、更には平成27年度から実施いたしております地域担当職員制度を十分活用していただきながら、取組んでまいりたいと考えております。

したがいまして、議員仰せのリーダー報酬制については、現段階では考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○16番（安部 和子）

高齢化した町民の皆さまへの情報提供を十分に図るためには、現在の広報は字が小さくはないか、写真等もあまりにも見づらいと思いますが、ページ数を増やしてでも周知を図るつもりはございませんか。

○番外（総務課長 大庭 孝久）

わが町の広報は、他の町村の広報と比べましてかなり評価というのが高こうございまして、広報の中味についてはいろいろと検討はしなければならないと思っておりますが、その編集等につきましてはその時々において対応はさせていただき、より良い広報に努めてはまいりますが、基本的に校正を繰り返しながら対応してまいりたいと思っております。

○16番（安部 和子）

それでは、報酬制についてももう一度聞きます。

視察研修に出かけさせていただきましたなかで、地域づくりに成功しているほとんどの例が、やはり報酬制を取り入れていました。

役場との連携や連絡網はもちろんのこと、今一番世間で取り上げられている健康づくりには特にリーダーの存在が大きいのであります。

町民の「元気づくり」は医療費の削減はもとより、一人暮らしの家庭の把握や、単家族同士の連携を密にする起爆剤になり、この島に生活して良かったとみんなが思えるような、隅々まで福祉の行き届いた地域社会の構築につながっていくと考えます。

島民性と申しますか、隠岐の島町ではやはり、この報酬制スタイルが一番適しているように思いますが、今一度お尋ねしたいと思えます。

○番外（町長 池田 高世偉）

報酬制の前に地域リーダーの育成、正直に言いまして、行政がリーダーシップを取ってリーダーということをやった場合、成功例はあまりないように考えております。地域、あるいは団体の中から手を挙げ、皆さんが育て、やることに対して行政が支援をしていくというそういう形が望ましく、また、そういった形を我々も望んでいます。そのための支援は、我々

もおしまない覚悟です。現在も上八尾商店街でもそういった活動で、地域の方々が自分たちでやっておられる姿を見て、行政として何らかの形でというふうな考えも持っているということは事実でございます。

また、先ほど答弁申し上げました「地域担当職員制度」につきましても、役場職員の活用が、活用といたしますか、我々執行サイドもですが地域の方々との連携が十分に取れていない、制度が十分に動いていないというふうに思っておりますので、4月以降は今一度、その職員のあり方を。この職員制度は、議員の皆さんにご理解をいただいてスタートいたしました。役場職員の研修の場も含め、他の地域から他の地域を知っていただくことも含めた職員制度にしておりました。できるだけ地域の方々と一緒になる場面をつくりたいと私は考えておりました。地域の職員を1名でも必ずその地域におれば配置したいという考えで、今、担当部署の方に指示をしております。

元に戻って報酬制度につきまして、「趣旨」とか、研修されてきた安部議員のお考えは十分理解はしておりますが、まずは今申し上げましたところから進め、そういった団体、地域がございましたら行政として積極的に支援をさせていただく考えでありますので、よろしくお願いいたします。

○16番（安部 和子）

終わります。

○議長（高宮 陽一）

以上で、安部和子議員の一般質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時56分）

○議長（高宮 陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時10分）

一般質問を続けます。

次に、15番：福田 晃 議員

○15番（福田 晃）

それでは、一般質問を行います。

有人国境離島及び特定有人国境離島新法が平成29年4月から施行されるにあたり、12月中旬には概要が決定とのこと。

そこで、町長に、隠岐島・隠岐の島町としての要請内容等具体的な説明をいただきながら質問をしたいと思います。

まず一番目に、運賃の低廉化だけではなく、この制度を利用して過疎化を食い止めるため、隠岐の島町としてどういう事業展開を考えているのか、また今回の要請の主な項目と状況について町長の考えをお伺いしたいと思います。

まず、現在、町としてフェリー代金往復 1,600 円の助成をしていますが、有人国境離島新法によって、これは国定ですね。航路運賃はどうなるのか。また、今、片道切符について現在補助は無いがどうなるのか。

二番目に、観光を基軸として隠岐の島町の発展を考えたときに、観光客等の利用者全員がこの制度の恩恵を受けるべきと思うがどうか、そうすることが観光客の入込客数にもつながるのではないかと。

三番目に、この新法は物資の輸送費も対象となると言っているが、その範囲はどこまでか。

四番目に、航空路運賃について、隠岐・出雲間は当然対象だと思うが、観光客誘致に大きく関与する隠岐・大阪間の補助はどうなるか、またこの件での要望をしたのかどうか。

以上の四点について、町長の考えを伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の福田晃議員のご質問にお答えいたします。

一点目の「航路運賃はどうなるのか」についてでございますが、議員ご承知のとおり、航路運賃の低廉化につきましては、従来から距離に応じた本土 JR 並みの金額まで引き下げるよう要望してまいりました。新法における算定につきましても、現在のところ引き下げ限度額を現行運賃から JR 運賃までの差額としているところでございまして、限度額まで引き下げた場合には、片道あたり 1,600 円余りの減額となります。現在、その金額については、国の補助率、県の支援等確定しておりませんので、町の負担分も未確定という状況でありますのでご理解賜りますようお願いいたします。

二点目の「観光客等利用客への対応についても考慮すべきではないか」とのことではありますが、交流人口拡大には、当然欠かせないことと理解しておりますが、新法の位置付けでは、基本的に対象は離島住民となっており、例外といたしまして、滞在型観光促進 2 泊 3 日以上というふうな原案でございますが、そういった滞在型の観光促進に係る支援として旅行商品の企画販売等については、支援が考慮される見込みと伺っております。これも何れにいたしましても、まだ現在のところ詳細な部分については決まってない状況でございますので、ご理

解をいただきましたと存じます。

三点目の「物資輸送費の範囲はどこまでか」についてであります。これにつきましても、現在のところ詳細な部分は決まってない状況でございますが、基本的には、農水産物の鮮度が重視される品目の輸送費について調整をしている状況と聞いております。

四点目の「航空路運賃で隠岐・大阪間の補助は要望したのか」についてであります。先ほど申し上げましたように、この法律は離島住民の生活路線に関してが基本でありまして、隠岐・出雲間が対象で、隠岐・大阪間については対象外となっております。

隠岐・大阪間につきましては、今後、交流人口の拡大の視点から要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

現在、島根県及び4町村で連携しながら、それぞれの現状・課題を整理し、その支援策について提案要望をしているところでございます。また、新聞等、マスコミの報道でもご承知かと存じますが、先般12月8日に関係8都道県知事合同で離島住民のみならず、交流も含めた全ての利用者に運賃の低廉化を対象とすることを緊急要望として、内閣官房に提出しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

〇15番（ 福 田 晃 ）

今の町長の答弁を聞いて、本当に夢も希望もなくなったような、今まで隠岐島4か町村で作った交渉ごと、県も含めた、どういう体制で今までやって要望したのかを含めながら再質問したいと思えます。

我々、議会議員の方も、町長もご案内のように東京集会の時にも、是非ともお願いに行こうということで国定有人離島の議連の会長であります細田さんのところにもお願いに行きた。隠岐の島町も合併による特例も残り少なくなり、この特定有人国境新法に期待しているからお願いしますといったように、我々もそうですが、隠岐の島町民もこの法案に非常に期待しております。

それに対する現場の要請等が、「分かりません」「まだ分かりません」という答弁でございますので、一つずつ聞きたいと思えます。

今、片道あたり1,600円の代金ですが、その金額については「国の補助率、県の支援等、確定しておりませんので、町の負担分も未確定という状況であります。」とっておりますが、有人国境離島の人にはJR並みの料金にする、それは国が補助してくれるという考え方と思っておりました。私だけでなくほとんどの町民、議員もそう思いますよ、町長はそういうふうな考え方で受け取っていなかったのですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

私もこの新法ができるという時に、地方に負担を求めるといような考えはないというふうに理解しておりました。

先ほどから大変心苦しい答弁をしているのは、本当にまだ国の方針が決まっておりません。どうも年内に、12月26日には公表できるのではないかという状況だそうですが、現段階の案として、昨日、離島総合会議での県の報告を聞きますと、国の負担、県、地方の負担を求めるとい、我々の当初期待をしていたものとは違うような制度になるというふうに見込まれております。とても残念に思っております。

○15番（福田 晃）

総体的に最後まで聞いて、私の考えで質問したいと思います。

これも「現在のところ」「現在のところ」ですが、基本的な対象は離島住民になっているという答弁ですが、これは法令の中のどこの部分に載っておりますか。

何と申しますか、観光客等は除外であるということが法令には載っておりますか。確認ですけど、どうですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

先ほどのご質問でございますが、有人国境離島の法そのものには謳ってございません。法では、有人国境離島地域の定義や意義が書いてございます。ただ、今の交付金の対象者につきましては、交付金の方の要綱制定の中で、対象は特定有人国境離島に居住する者ということが、平成28年の9月5日の都道県連絡会議の方で報告されております。

○15番（福田 晃）

それに載っていると申されれば仕方ないですが、もう少し議会にも町民にも情報を共有するようにしてくださいよ。あなた方だけ分かっていたって、我々全然分からない。法律に載っているのかなと思って聞くところですから、よろしくお願いします。

この三点目も一緒なことですね。農水産物の鮮度が重視される品目、これも全然、法的にはそれとは違うようなやり方で載ってますね。これも農水産物の鮮度が品目の輸送費について調整されるだけで、例えば公共事業に使う資材とか、一般の皆さんが送ったりする、そういったものも今回は除外されて調整されているところですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

まず、情報の共有でございます、おっしゃるとおりだと理解しておりますが、私の方も昨日9時から離島総合振興会議というものがございまして、今貰った資料を提示されまして、

おっしゃるように我々もこの輸送コストの移出部分について全てが対象になるというふうな、最初の言葉も一緒ですが理解をして、良い制度ができたと考えておりましたところ、先ほどと同様に対象品目は農林水産物でしたが、農水物で鮮度が保てる品目、更に木材加工品、水産加工品は対象外とするということも示されました。

この木材加工品については、離島活性化交付金というのがございますので、そちらで対応すべきだというふうに国はお考えのようで、対象品目も鮮度が保てるというのは、隠岐圏域全体は昨日報告を受けたという状況です。また、昨日受けたものにつきましては、議員の皆様方にお知らせしたいというふうに考えております。

○15番（ 福 田 晃 ）

続いて四点目の、「航空路で要望したのか」であります。

大阪・隠岐間、町長、おそらく答弁では、これについては答弁で言っているように「隠岐・出雲間が対象で隠岐・大阪間は対象外となっております。」と、これは細則でそうなっているかも知れませんが、法律といいますかこれに書いてあるのは、第13条「国内定期航空運送事業においては、本法の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する。」、本法の地域というのは別に出雲だけではなしに大阪だっていいんじゃないですか。大阪は駄目だという報告があったのか。私が最初に聞いたように、要望したのかについてお願いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

大阪便につきまして、当初の全体するときには要望はしておりますが、全てにおいて先ほど来申し上げますように、特定有人国境離島に居住するものという定義で交付金といいますか進めておられます。

ただ一点、昨日の説明であったのは「政府予算案確定前の考え方であって、対象経費等の詳細は今後変更の可能性はあります。」という言葉が申し添えられていました。大きく変更があるというふうにはあまり期待はしておりませんが、今後も県の方を通じて、昨日も県の方から「もう少し」ということも申し上げています。

また、先ほど説明しましたように、12月8日には、対象の離島の県知事からの緊急要望書も内閣官房に提出しておりますので、今、説明受けた時点では我々が期待したものとは制度が異なっているなという感は、否めないと思います。

○15番（ 福 田 晃 ）

大体、質問したことの答弁は受けたですが、もう少しこの隠岐の島庁内の組織というものについて。私が6月に一般質問で「新しい法律もあるし、期待される法律だから全庁的に組

織を作って、国・県に対して要望すべきではないか。」と質問したのですが、その時の町長は、離島振興法に則って各課でやるから、大丈夫だから新しい組織は作らないという答弁で、それはそれでやるということでしたが。振り返ってみますと「離島振興法」というのは昭和28年7月にできております。それを受けて、島根県離島振興という組織的なものを作って、それから60何年間の歴史がある。やはり新たな法律ができれば、我々隠岐の島町としてはこういうことをお願いすると、企画財政課がメインでもいいですが、やはり課長会とかで全庁的な組織を作って検討しながら要望すべきだと思いますよ。

ここに書いてある、「都道府県の計画で、基本法に基づき計画を定める。それから都道府県は当該特定有人国境離島地域である市町村の意見を聞かなければならない。また、県が国境離島地域に係る計画が定められてない場合には単独でまた共同して都道府県に対し、当該特定有人国境離島地域について計画を定めることを要請することができる。」と言っている。

最後になるが町長、どのくらいなスパンで、我々隠岐の島町の議会で今まで言ったことに対する要望を、どのくらいの計画をもって、国がこう言ってたから駄目だ、今計画中ではなしに、どこまでやって、それが現在こういう状況になっているということを最後に質問いたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

この有人国境離島についての意見、取りまとめ、県協議でございますが、今までに4か町村担当者会議というものを3回、昨日も離島の総合振興会議が終ってからやっております。4回ですか。

その中に、当初は離島振興担当の企画財政課長だけでございましたが、観光課長、総務課長も入って4か町村の課長会で意見交換をし、県との協議を進めております。特別に庁舎内にそのための、有人国境離島のプロジェクトの会議は作っておりませんが、意見交換はそれぞれ情報共有しながらやっているところでございます。

○15番（福田 晃）

町長、最後にお尋ねしますが、町独自で、町単独で今までに何か要請したことがありますか。

○番外（町長 池田 高世偉）

ご指摘の単独の要請は「しないように」という通告されております。

○15番（福田 晃）

これは法律が嘘をついているところですか。ここに書いてありますよ。

読みますよ、「その全部または一部の区域が、特定有人国境離島地域である市町村は当該特定有人国境離島地域に係る計画が定められてない場合には、単独でまたは共同で都道府県に対し当該特定有人国境離島地域について計画を定めることを要請することができる。」と、なっているのに「できない」とはちょっとおかしいことないですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

表現が十分でなかったと反省しております。法律上、全国総8箇所についてそうです。島根県の場合「通告するな」というよりも、県が国の基本方針に基づいて4月までに策定しますが、県の計画を策定することになっております。それによって各町村が事業を実施するわけですが、県として単独で要望するのではなくて一緒に県計画を今から準備して作りましょうと。一緒ですからご意見をください、集約しましょうということですから単独での要望は「するな」ではなく「しないように」という意味でございますので、よろしく願いいたします。

○15番（福田 晃）

納得しないですが、持ち時間がありますので終ります。

○議長（高宮 陽一）

以上で、福田 晃の一般質問を終ります。

次に、14番：池田 信博 議員

○14番（池田 信博）

それでは、午前中最後の一般質問を行いたいと思います。

隠岐の島町にとって観光産業の振興は欠かすことのできない活性化策の大きな重要な位置付けの産業の一つです。町の活性化を図るために交流人口の拡大に向けて様々な取組みをしてきているところです。効果が出ている取組みもありますが目を見張るような効果が出ていると手放しで喜ぶようなものはないのが実情ではないかと思っています。

本町を訪れる人たちは、ここ数年来多様な目的を持って来島されているように思っています。外国の人たちも以前より目立つようになっているように見受けられます。隠岐の島町を訪れる人の人数も交流人口が低迷していた時期に比べたら増えているように思っています。

そこで伺います。隠岐の島町の公衆トイレは現在十分に足りているとお考えですか。町部においては皆さん口をそろえてトイレが足りない、少ないという声が多くの関係者から発せられている現状であります。船着き場、ホテルなどのトイレは利用することはできるにしても公衆トイレと呼ばれるものはありません。行政の責任において公衆トイレの整備が必要で

はないか。多くの人たちが来島すれば当然必要数が増すということはそのとおりです。生理現象を我慢することの苦しみ不快感を察すると楽しい旅行、楽しい余暇を過ごそうと考えていても不便を強いる結果になってしまうことも考えられます。そのようなことにならないような心遣いも必要だと考えます。

公衆トイレの増設整備をするならば夜間等の安全性、維持管理をどのようにするか場所をどこにするのか段差の解消等、十分に協議をして計画的に整備すべきと考えますが、どのように考えられているのか伺います。

本町には観光施設等に整備されたトイレがあります。管理については地域の方々、福祉施設利用者の作業としてなど、一定程度の清掃を行っていますがこれらをまとめて業として維持管理をすることも方法の一つと考えるが、町としての考えはどのように考えておられるのか伺います。

隠岐の島町に来た人たちに対する“おもてなし”は何をもってするのが“おもてなし”なのでしょう。心遣い、接遇が問われているのはもちろんのことです。しかし受け入れ施設の問題も大きな要素であることを当然のことながら忘れてはなりません。

2013年9月に隠岐ジオパークが世界ジオパークネットワークへの加盟が認定されました。ジオ認定をよい機会としてより一層交流人口の拡大に努めなければならない。島を挙げて取組まなければならないと、関係者は皆さん同じことを言いながら取組みを強化したと思っています。受け入れ態勢、対策にしっかりと取組まなくてはならないとの考え方については、関係する人たちは皆共通の認識を持っていたと思っています。

私はトイレに関する質疑をする中で、教育委員会が所管ということで教育長に伺いました。「島に降り立った人たちが利用をするトイレが今も和式の所が多いと思っているが、調査をして早い機会に洋式便器にするようお願いしていかなければならないと考えるが、どのように取組みをするのか。」とお伺いしたことを記憶しています。

教育長の答弁は「これから調査をして、状況の把握に努め洋式便器にさせていただくようお願いをする。早い機会にそうなるように取組んでいく。」というように答弁されたと思っています。

そこで、質疑をしてから随分と時間が経過いたしました。調査をしてからの取組み状況と本町の飲食店、その他施設のその後の状況は現在どのようになっているのかお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の池田信博議員の「隠岐の島町の公衆トイレについて」のご質問にお答えをいたします。

まず、一点目の「公衆トイレの増設整備計画について」であります。観光振興を図る上で受入れ施設の充実は言うまでもなく大切なことであり、特に、お客様に少しでも快適に過ごしていただくために、極めて重要であることと認識いたしております。

議員ご指摘の公衆トイレの設置に関しましては、現状を見ますと、必ずしも十分だとは思っておりません。特に、本町の玄関口であります西郷港周辺につきましては、西郷港上屋や隠岐ポートプラザのトイレをご利用いただいているものの、夜間においては十分な対応ができていないのが実情であります。このような、現状を踏まえ、本町内に不足している箇所を精査した上、維持管理体制や費用面も考慮し、隠岐の島町総合振興計画に盛り込み整備を図りたいと考えております。

なお、現在、島根県が西郷港港湾改修工事を実施しておりますが、島根県を始め関係団体等と十分に協議をしながら、西郷港周辺の公衆トイレの設置も検討してまいります。その際、ご指摘にありますように、夜間を含めた管理体制等を検討し、常に快適に使用できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、二点目の「観光施設等のトイレの維持管理について」であります。現在、本町には観光施設の他、バス待合所、農村公園等のトイレが37箇所ございます。そのほとんどが各地区への委託により維持管理をお願いしております。また、特に、利用頻度の高い公衆トイレにつきましては、福祉施設に委託を行い、清掃回数も増やし、美化に努めているところでございますが、これらのトイレは、各所に点在しておりますので一番近くで早く目が届く団体への委託が望ましくと考えております。

このような状況から、議員ご指摘のように、複数の施設をまとめて維持管理を行うというのは、現段階では地理的な条件、あるいは各地域のご厚意もあることから困難であると考えております。ただし、高齢化が進む中では、これらについて、今指摘にございます複数の施設、こういったことも検討していかなければならない課題の一つと考えております。

次に、三点目の「現状の調査と取組み状況について」のご質問にお答えします。

観光宿泊施設につきましては、隠岐の島町観光協会と連携し、各施設に出かけ、調査を行い状況把握しております。それに基づき本町が管理を行う施設から順次、和式トイレから洋式のウォシュレット化を行っております。また、民間の宿泊施設については、整備資金借入の保証料・利子補給制度を作るなど、支援策導入に取り組んでいるところでございます。

観光施設の公衆トイレについては、全てを洋式化することには至っておりませんが、使用頻度が高い箇所から計画的に整備を進めております。現在、島根県とも連携し、国立公園関連補助金を利用し、那久岬トイレ新設等、計画的に整備も行っております。

次に、飲食店のトイレ洋式化については、一部、商工会を窓口にした国の補助制度を利用したトイレ改修を行っておりますが、中町・西町・港町については、公共下水道の未整備もあり、思うように進んでいないのが状況でありまして、今後は商工会と連絡を密にし、これら課題の解決に向け、積極的に取組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○14番（池田信博）

答弁が抜けている部分がありますよ。まず再質問をいたします。

町部のトイレに関してですけど、これは新しい制度を設けていかなければなかなか整備はできないと思っております。

まず公衆トイレ、これから調査して計画的に整備する、という答弁でございましたが、今、現在夜7時ぐらいになったらもう行くところがない、ポートプラザも閉まるというようなことで、これは早急に対応しなければならない。今から調査して「総合振興計画」に盛り込んでいって整備するというようなことでは、少し遅いのではないかと。

町長も重要な施策は新年度予算に取り入れて実施していくんだというような思いもあるみたいですので、その点について少し時期を早めてするのか、しないのか、再度お伺いします。

そして、その時に洋式化、今、公共下水があのでり整備中でございますので、それにつながるためには、制度自体、計画自体も調査をして早めなければならないと思いますので、まずその二点についてお伺いしたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

「総合振興計画」に盛り込み整備したいというのは、全ての公衆トイレでございまして、西郷港周辺については、今ご指摘のあったように大変使用に不便を感じているという声が高いものでございますから、早急に実施はしたいと考えております。ただ、ご指摘のように下水道との関連等も含め、島根県の今の港湾改修工事も含めて、場所も含めてやっていきたいと思っておりますので。先送りをするというのではなくて、今しばらく、そんなに長くはない、“しばらく”で考えたいと思っております。

○14番（池田信博）

それでは、次にお伺いしますが、観光施設のトイレがバリアフリー化できていない部分

がかなりあるのです。この整備は、別に早く対応をしなければならないと思いますが、その点についてどのような形で実施していくのかお伺いしたいと思います。

それには、いろいろトイレのことについても観光協会始め、町の方に申し入れているというようなことも意見交換の中でも聞いてもおりますので、しっかりと連携を取ってやっていただきたい。連携不足が感じられますので、その点についてお伺いいたします。

そして、一番肝心の「その後の取組みをどうしたか。」というのは、教育長に聞いたかったわけですが。あなたが所管の長で答弁されたことについて、あれから3年、4年経っています。その調査をして、どのような形でお願いをしに行ったのか、その状況は教育長に答弁していただきますのでよろしくお伺いいたします。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

教育長にということですが、その当時はジオパークの担当が教育長部局にあったということで、25年の9月議会だったと思います。教育長の方が答弁されておりますが、現在、ジオパークの関係は観光課が所管しておりますので、私の方からお答えをさせていただきます。

我々も議員さんのご指摘を受けまして調査をしております。一つは平成26年10月に隠岐の島町の宿泊業協議会という組織があり、その彼らが調べたもので資料を見ながら検討会も行いました。その後、平成27年9月に隠岐の島町の観光協会がそれぞれの施設を回りまして、現状把握ということで聞き取り調査とアンケート調査を行っております。

その結果を踏まえまして、今回の答弁にもありますように、まずは町が管理する施設は全てウォッシュレット化をしようということで平成26年度までには全て完了いたしました。民間の宿泊施設につきましても何とか勧めていただきたいというお願いをしながら、答弁にありますように利子補給制度とか、保証料の補給そういう制度を付けながら何とか進むようにということで考えております。

宿泊施設以外の施設につきましても、バリアフリー化を図るために、車椅子のお客様も対応できるよう増やそうということで新しい施設は特に。今課題になっているのは玉若酢命神社のトイレが洋式化されておられませんので、そこを何とか図りたいと考えております。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

バリアフリー化でございますが、先ほど答弁でありましたように、全てについてもう一度精査し、これは計画的に段階的に「総合振興計画」の中で実施させていただきたいと考えております。

○14番（ 池田 信博 ）

私が教育長に、「ジオに認定された後に、町部に外国の方が来られたときなんか早急に洋式しなければ不便を強いられますよ。」というふうにお伺いして、教育長は「調査をしてできるだけ早く、実施していただくようお願いしていくんだ。」という答弁をされましたよ。観光課に所管が変わったのは、その後何年経ってからですか。

私が質問して、教育長が答弁されてからの取組み状況をお伺いしたわけです。そして、現状はどうなっているのかということをお伺いしているのです。よろしくお願いします。

○番外（ 教育長 山本和博 ）

池田議員さんがご質問されたのが、平成25年の9月議会でした。私は「調査をする。」と申し上げました。調査した後、必要なら町へ働きかけると、皆さんで改善しなければいけないということをお答えしたと思います。

皆さんに、何回も何回も調査をするのは非常に申し訳ありませんので、平成26年10月、先ほど観光課長が言われましたように、隠岐の島町の宿泊業協会の皆さんが調査をされました。

その調査の結果は、島後地区では特に宿泊関係の所ではウォシュレットの未設置が30施設中14施設ありました。ただし、洋式だけの所はまだ2から3ありますが、ウォシュレットの未設置は14ありました。島前地区では32施設中の19施設が未設置でした。観光協会、その当時の町長と相談しまして、27年に観光協会、観光課と一緒に再度調査をしました。26年から27年の間に2から3の施設が整備されたと思っております。町長や観光課長から答弁があったように、今下水道工事をしている都合がありまして、なかなかサッとやることができないということが現状です。

町長が申し上げましたように、隠岐の島の西郷港周辺についてはなるべく早く、皆さんの不便をかけないようにするために実施していかなければならないという具合に相談しているところでございます。

○14番（ 池田信博 ）

終わります。

○議長（ 高宮陽一 ）

以上で、池田信博議員の一般質問を終わります。

ただ今から、13時30分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 12時03分 ）

○議長（ 高宮陽一 ）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

(本会議再開宣告 13時30分)

一般質問を続けます。

次に、5番：前田芳樹 議員

○5番（前田芳樹）

先の町長選挙時の公約として「政策パンフレット」を拝見しておりますと、大いなる意気込みが感じられて期待せずにはおれません。是非とも“町民ファースト”で地域間公平性が保たれる民主的な行政のイニシアチブを発揮してもらいたいものでございます。

その政策パンフレットの中の項目に関連して三点お伺いいたします。

まず、一点目ですが役場庁舎で最も老朽化している五箇支所の建て替えについてです。

本庁舎新築、中出張所整備の次に老朽化が最も著しい役場五箇支所の建て替えもするべき時ではないかという点についてお伺いします。

現在、合併特例債を活用した役場本庁舎の建て替えが具体化していますが、事業費約30億円の95%が交付税で補填されて、他の地方債に比較すれば実質自己負担が大きく軽減される事案であるといえます。現在の本庁舎は耐震構造でもなく軟弱地盤の上に建っていることから敷地の歪みも発生し、鉄筋コンクリート建物は老朽化の域に入ってきており、大きな自然災害時の対応では中核的施設としても難点があるといえます。合併特例債を活用できる期限も迫っているので将来を見越した総合的な判断で新庁舎へ建て替えたい、という執行部の説明は私は理解できるものではありません。

ただ、これだけの財源を島内の生産基盤整備に投資すれば働く場所の創出で人口維持のための効果が期待できるはずだ、とも思います。この生産基盤整備に関しては、全国的にも地方の疲弊が著しく政府は認識を改めて支援措置を取りつつある傾向のようですし、有人国境離島の維持には一段と手厚い措置がこれからあるようですので、これらの機会の中で財源確保に努めて、働く場所の創出にしっかり取り組んでいただきたいところでございます。

本題に戻りますが、「中村地区の出張所、診療所複合施設の整備に取り組めます。」と公約にありますが、島の中心部から遠い地域の住民にとっては、行政サービスを受ける地域の要として役場や診療施設は最重要施設です。中村の出張所、診療所は老朽化の上に使い勝手が悪そうなので、これを新しく整備することは地域振興の“いの一番”だと思います。このことは、他の地区も同様なことは言うまでもございません。

五箇支所は役場庁舎の中で最も老朽化しています。役場職員の大多数が本庁舎へ集められて庁舎機能が西郷へ一極集中した反面では、役場支所周辺地域は衰退の度合いが激しいよう

に見えます。せめて役場庁舎ぐらいはバランス良く均等感をもって整備するべきではないか
と思います。職員数も地域住民数や管轄エリア面積などに幾分比例して配置するとか、島全
域が均衡ある行政措置レベルにおかれるべきではないかと感じます。

平成 17 年の町村合併以後に、五箇地区は急速に衰退したという地域住民の声を私はよく聞
きます。本庁舎の建て替えが完了した次には、地域振興策の一環としても中出張所の次には、
五箇支所の庁舎建て替えを順次するべき状況だと思いましたが、町長の見解をお伺いいたしま
す。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の前田議員のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「役場庁舎で最も老朽化している五箇支所の建て替えについて」とのご質
問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、五箇支所の老朽化、中地区における診療所、歯科診療所等公共施設の
老朽化は認識をしているところでございまして、このことが地域の方々に支障をきたすこと
のないよう整備について配慮すべきと考えるところであります。

しかしながら、これらの取組みを進めてまいりますためには、公共施設の整備計画、地域医
療のあり方等十分検討をした後に計画的に取り組むべきと考えているところでありまして、公
約の実現に向け十分に検討を進める中で、結論づけてまいりたいと存じますので、ご理解を
賜りますようお願いいたします。

○5番（前田 芳樹）

現段階ではそこまでしか言えないのではないかなと感じますけども、まあしっかり取組ん
でいただきたいと思います。

次に進みます。

二点目ですが、道路沿線の環境整備についてです。

「地域ごとの道路沿線の環境整備への支援について取組みます。」と公約ではしております。

ウルトラマラソンの直前の 6 月にマラソンコースになっている道路の路側帯を、幅員 1m
は除草しています。年に一度の除草で 8 月になりますと、帰省客が多い時期でもあるのに路
肩は草が生い茂って景観が悪くなっているのが現状です。10 月までは観光客も来島しますし、
リピーターとなって後々二度三度と来てもらうには、まずは道路沿線の景観保持からが必要
なことではないでしょうか。

また、山間部の幹線道路では道路法面からメドハギや雑木が張り出しているところも多く

あります。4年に一度とかの程度で結構ですが、そのような頻度で道路境界標識までの法面の刈り払いをするべきではないでしょうか。島内の建設業者に委託するなり、町の除草班を拡大充実させて担わせるなり、美しい島にするために景観保持に大きく一念発起するべきではないかと思います。この点について、町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問二点目の「道路沿線の環境整備について」のご質問であります。道路の除草につきましては、いろいろな方法で取組んでおります。幹線道路につきましては、各地域や建設業者などへの委託でありますとか、町の環境整備員によります除草作業を実施しているところでもあります。また、集落内の道路につきましては、各地区の皆様方に集落の環境整備を目的とし取組みをいただいているところでもあります。

現在、限られた予算の中で、最大限の効果を発揮するよう取組んでおりますが、町の予算だけで全て対応することは困難でありまして、従来どおり各地域の皆さんの協力をいただきながら、対応してまいる所存であります。

しかしながら、高齢化の急激な進捗や人口の減少などによりまして、こうした地域活動が著しく困難な状況にある地域も見受けられますので、各地域の状況を把握しながら、その地域に合った取組みができるよう最善の方策を考えて実施してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○5番（前田 芳樹）

本土の方に行きますと道路沿線の除草がしっかりなされている自治体、非常に環境問題にしっかり取組んでいるのが分かるし、そういう自治体がすぐに目に見えて分かりますね。道路沿線を疎かにしている自治体は、その取組みの程度がもう即座に分かってきますね。

ですので、本町も今後そこら辺をしっかりと。対外的な印象になりますから、しっかり取組むべきではないでしょうか。

次にまいります。

三点目です、青少年健全育成のための各地区相撲場の整備についてです。

公約では、「子どもたちのスポーツ活動、文化活動への支援の充実を進めていきます。」としています。これの関連性はあるのかなと思いますので伺います。

近年、ポーランドのクロトシン市と友好親善提携をして力士を派遣し、そしてまた力士を招待するようになって多額な費用もかけておりますが、これは良しとしても、足元の島内力士養成のための更なる助成にも取組むべきではないかと思います。

古来、地区ごとに競い合った宮相撲といわれる相撲が島民の大きな楽しみであり、心身の鍛錬の機会でもありました。

古典相撲は、今なお多くの人々の大きな関心事でもあります。古典相撲の力士には相手を思いやる美しい心があると思います。牛の相撲には飛行場の除草委託等を通してそれなりの助成もしています。青少年の健全育成のための相撲にも、もっと助成をしても良いのではないのでしょうか。このままいけば、相撲を通じた友好親善提携もおぼつかなくなります。

まずは、屋根付き相撲場がないので設置してほしいという地区要望があれば、屋根ぐらいは助成をしてやってもよいのではないのでしょうか。その一例が下西地区、かつて古典相撲の正三の大関を輩出した地区でございますけれども、屋根付き相撲場がなくて町に助成要望しているが全く進捗していないと言います。一部の自治会を除いて大多数の自治会が財源に余裕はありません。既に島内のほとんどの地区に相撲場はありますが、まだ整備されていない地区から設置要望があれば、地道な足元の体制充実のためと青少年健全育成の一環と捉えて助成措置を取るべきではないのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問三点目の「青少年健全育成のための各地区相撲場の整備について」のご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町には、古典相撲に象徴されますように、各地域に相撲文化が根付いており、青少年の健全な育成の場としても大きな役割を果たしていると考えております。

このような活動に対し本町は、体育協会等による支援を行っておりまして、島外遠征についても、「がんばれ島のキッズ島外遠征事業補助金」や「全国大会出場補助金」等により支援を行っているところであります。

各地域にある相撲場の整備につきましては、基本的に、それぞれの地域や団体等が主体となり行うものでして、国・県、民間の各種助成制度等の活用が図れますよう、町として相談や調整等の支援をさせていただいております。下西地区の相撲場につきましても、地域の意向を十分に聞き取り、反映させるべく取組んでまいります。

地域のコミュニティ活動には、相撲に限らず多種多様な取組みがございますが、それぞれの活動に公平性を保ちながら、町として可能な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○5番（前田 芳樹）

さまざまの事柄には、それぞれ規定の制約があるというのは分かります。しかし、今後は

一念発起するぐらいの意識改革を持って取組んでいっていただきたいなと感じるところです。
以上で、終わります。

○議長（高宮陽一）

次に、7番：齋藤幸廣 議員

○7番（齋藤幸廣）

一般質問する場合に、やはり執行部と議論を重ねる中でなるべく噛み合うような質問をしたいと思いますし、お答えも私の質問に対して明確で分かりやすい言葉で語っていただきたいと思います。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

8月、国は有人国境離島関係予算の概算要求を示しました。それによると内閣府において地域社会維持推進交付金、これは仮称だそうです。「50億円を創設し、次のような国の支援を実施する。」となっております。

一番、航路・航空路の離島住民運賃を JR 運賃並み・新幹線運賃並みの引き下げを支援する。二番、滞在型観光の促進に対する支援、三番目に地元産品や物資に係る輸送コストの低廉化を支援、四番目に創業・事業拡大や交流拡大を行う事業資金を総合的に支援するとともに民間事業者等に対する事業のスタートアップ融資資金に対する利子補給を実施する、となっております。その上に各府省計上の離島向け予算の7億円増額も含まれています。

国の方針は離島住民に限っています。県、離島町村はどう対応するのか協議しなければなりません。その協議に臨むにあたって本町議会での議論の経過と県・県議会の考え方は大変参考になると考えます。議会議事録から主なものを拾い出してみます。

今年3月議会で、私は隠岐航路は国道485号線であり、運賃低廉化は隠岐4町村に松江市を加え県と一緒に進めるべきと考え、地方創生推進交付金を受けての島民に限った運賃低廉化事業助成事業に反対しました。また、この事業は同僚議員が指摘したように「まち・ひと・しごと創生法」の主旨にそぐわず、27年度国の補正予算に「採択」はされませんでした。

6月議会では同僚議員が全ての利用者を対象とした、運賃及び料金の低廉化を図るための助成制度計画の詳細な計画を求めましたが、町長の答弁は「国において29年4月施行に向けて作業中で、具体的様式が示されていない。現行の島民に限った助成が県の計画に組み入れられるよう取組む。」とのことでした。同僚議員からは、「町の現行事業は採択の見通しが立たない。県議会サイドからも、本土住民も含めた全ての利用者を対象とし運賃低廉化を進めるべきであると示されている。」と質しています。

そこで、町長に質問します。

一点目、社会維持推進交付金を受け本町は平成 29 年度においてどのような事業に取り組む方針なのか、具体的に示していただきたい。

二点目、事業を進めるにあたってはまず県が隠岐 4 町村と協議し、基本計画を定めなければなりません。協議にあたって、本町は具体的にどう対応するのか。

以上、二点についてお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤幸廣議員の「有人国境離島保全特別措置法への本町の取組みについて」のご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、地域社会維持推進交付金、仮称でございます。この 4 項目「航路・航空路運賃低廉化」「滞在型観光支援」「資輸送支援」「創業・事業拡大の雇用支援」の枠組みの中で協議されている状況でありまして、平成 29 年 4 月 1 日から施行されるものでございます。

まず、一点目の「平成 29 年度においてどの事業にどう取り組む方針なのか」とのご質問であります。先ほどの福田議員の質問にもお答えさせていただきましたが、詳細な部分につきましては、現在国におきまして、財務省との協議等作業中でありまして、補助率等も確定していない状況でございます。本町においては、現在予算を策定中でございますが、基本的な部分につきましては、航路・航空路、物資輸送の運賃低廉化を中心に進めてまいりたいと考えているところでございます。

二点目の「事業を進めるにあたって、県・4 町村の協議を本町はどのように対応するのか」でございますが、この法律において、国が基本方針を策定し、この方針を基に県が基本計画を策定するものであります。

協議につきましては、県庁、支庁を始め 4 町村が連携しながら、協議の場を設けておりますので、国の動向等について情報共有をしているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○7番（齋藤 幸廣）

一点目の質問について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

「今、本町においては、現在予算を策定中でございます。」というふうに言われましたけれども、この予算は国との関係もあるでしょうが、いつ頃までに予算を作られるのかということをお聞かせください。

○番外（企画財政課長 渡部 誠）

予算の策定につきましては、12月9日で要求を締め切りさせていただいております。その段階で試算をして、現状の部分で要求していただいているところがございます。先ほど来から言いますように、国の補助率が10分の5となるのか、10分の6になるのか、まだこれも最終的な決定はしておりません。

また、県の支援につきましても確定をしておりますので、その部分が未確定でございます。あくまでも想定の実算の中では国が半分程度、また地方が2分の1という部分のところから、まずは試算をさせていただいているところがございます。それにつきまして、最終的に1月以降ヒアリングを行って2月上旬以降から決定をさせていただいて、3月の予算となります。以上です。

〇7番（ 齋藤 幸廣 ）

県と4町村が協議するにあたっては、これまで県、または県議会でどういうふうな方針というか、基本的考え方であったのか、これから県はどう国と接し要望していくのかということを考えていかなければならないと思うのですけれども。それにあたっては、やはり県・県議会のこれまで動向、基本的な考え方を持っているのかということを知るためにも、これまで県議会でのどういう議論がされてきたのかということ調べておく必要があると思って、議事録とか、いろんなものを取り寄せて県の考え方を調べてみたのですが。

結論的なことを言うと、県というのは、あるいは県議会というのは一貫して運賃低廉化は島民に限るべきではない。本土住民についても、交流人口の拡大それを含めることによって隠岐の島の経済なりが活性化していくんだというような考え方をもっていたようでございます。

平成23年、ポストレインボーをどうするのかというようなことが議論されていた頃になるのですが、中山間地域離島調査特別委員長報告というのが県議会でなされております。そこでは、島民負担軽減及び観光客と交流人口の拡大を目的に運賃を値下げする、といった内容でして、そういうなかで運賃政策を検討する必要があると述べております。

そして、平成28年2月定例会では「離島航路の運賃低廉化を求める意見書」を国に提出しています。そこには、「離島航路を海の国道として位置づけ、人物・物流を含めた離島航路の運賃を本土交通機関並みに引き下げするため、離島航路に対する国の財政支援を抜本的に拡充すること」というふうになっております。私も町の3月定例会で、隠岐航路は国道485号線であるということは指摘しましたので、覚えておられると思いますけども。

そういうことの中かで、県の11月定例会で「一問一答」、あるいは「一般質問」などに溝

口知事が答えられていますが、その補足の答えの中で地域振興部長が述べられております。

「隠岐4町村の意見を受け止め島民以外にも対象を拡大するよう、また地方財源負担を軽減するよう強く国に訴えている。」と、この間、県はずっと国に訴え続けております。そして、「隠岐島民の声を聞いていただきたい。」ということも国に要請しておられます。

そして、10月19日に内閣府から2名の方が隠岐に来られたということだそうです。そして隠岐の現地調査というか、島民の声を聞くという機会をもったというふうになっております。そういう動きのなかで県は、同僚議員の一般質問の中でも答えられたように、溝口知事と他の7都道県が首相官邸で「運賃低廉化の本土住民の拡充化」を訴えたということになっております。

そういうことのなかで、県の考え方は一貫して今まで述べたような考え方です。この考え方の中で隠岐の島町は、県との協議にあたってどういう、県の考え方を踏まえてこれからどういうふうな行動をとるのか、ということをお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

町の今後の対応ということでございますが、県にしても我が町にしても考え方は一貫して、交流人口も含めた支援ということは変わっておりません。今回試行で実施したのは、あくまで試行であって島民対象で町としてやる分はそうでしたが、対この国境離島に向かっては何ら姿勢が変わったつもりはございません。

ですから、最終的に協議をするなかで12月8日、8都道県知事の緊急な内閣官房への要望となったところでございまして、ここでははっきり「離島住民だけでなく、観光客と全ての利用者を運賃低廉化の対象とすること。」また、先ほどの物流につきましても、「特定有人国境離島地域の実情に応じた柔軟な品目設定が可能となる制度とすること。」ということは、強く訴えております。しかしながら、現在予算折衝の段階では、今示されているような対象、経費等で進んでいると。スケジュール的にいいますと、1月末ぐらいに国の基本方針案が出される予定です。

我々は議員ご指摘のように考え方は変わっておりませんが、国の基本方針と動向を見守って3月末から4月の県の基本計画の段階までにきちんと意見を申し述べるようにしていくという姿勢は変わっておりません。

○7番（齋藤 幸廣）

今町長も言われましたけども、財政についてももっと拡充してほしいとか、地方負担を軽減してほしい、もっと大きい問題は島民だけでなく交流人口の拡大のためにも本土住民の運

賃についても低廉化に進んでほしい、ということでしたけども。

県の動きは、今言われたように「運賃低廉化の本土住民への拡充」について、首相官邸に行かれてそこで内閣官房の方が受け取ったそうですけども、そういうふうな動向になっております。

ここで、やはり県だけでなく市町村も一緒になって国に要望して行くということも示す、そういう姿勢を見せる。あるいはそういう行動をみせる。どういう形でやるかは、また後で議論したいと思いますが。そういう気持ちは、町長としては考えておられないでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

12月8日の緊急要望につきましては、町村との協議の中で、県と協議して県から行っていただいたのですが、島根県の離島振興協議会として私と西ノ島町長で内閣官房の方に出かけて低廉化について対象、それから補助部分のお願いは東京に行ってしてまいりました。後は国の方のお考えになると思っております。

○7番（齋藤 幸廣）

今、町長の答弁の中で島根県の離島振興協議会の一員として参加したと、日本には全国離島振興協議会というものがあります。その全国離島振興協議会の中の一つの大きな施策としても、「離島航路・航空路支援法」の早期制定を求めるといようなことも述べられています。それと、特に重要な役割を担う、国境離島といような意味ですけども、わが国の保全及び振興ということも謳っております。

この全国離島振興協議会の中で、大きな組織の中で隠岐の島町始め、隠岐4か町村また他の市町村、隠岐の島町がイニシアチブをとって、全国離島振興協議会の中で運賃低廉化の拡充、本土住民への拡充とか財政支援といような措置といような、先ほどから言われているように、国・地方で2分の1といようなふうに言われていますが、もっと地方の負担を軽減すべきではないかといようなことを全国離島振興協議会の中で取り上げ、そこで議論をし、国に要請していくということが非常に力となる。あるいは力となるのではないかといふふうに考えますがいかがでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

離島振興協議会において5年かかりましたが、運賃低廉化について決議はしていただきました。今回、有人国境離島で該当する対象市町村が8都道県30市町村です。これにつきましては国を含めた関係都道県の連絡会議等行わせていただいて、該当対象の県、地域の意見をそこで集約させていただいております。

議員仰せのとおり、全国の離島振興協議会での後ろ盾をとということも十分理解できますが、現在は対象の30市町村が8都道県と一緒にやっていくことで、国の方をお願いをしているということをごさいます、時間的な問題等もごさいます。これからも強く、県の方に要望を続けていきたいと考えています。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

全国離島振興協議会の会長さんは、壱岐市長さんでございます。6名副会長がおられるのですが、隠岐諸島からは西ノ島町長がいられております。そして東京都からは八丈島町長、新潟からは佐渡市長、鹿児島島の屋久島町長というふうに。副会長の中の4名と会長も含め5名が特定有人国境離島に含まれる人たちでございます。

やはり、隠岐の島町としてこういう方々と手を携えて、低廉化の拡充、もっと手厚い財政支援を訴えていくということは非常に重要ではないかと、力となると私は考えておりますけれども、そういう行動に出るといふ考え方はないか、ということをごさいます。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

議員のお考えは十分理解できております。ただ、先ほど申し上げますように30市町村、有人国境離島の対象地域でございます。全国に内海離島も含めてたくさんございますが、この30市町村の中で連携を深め、取組んでまいりたいと考えております。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

最後に、質問したいと思いますが、この運賃低廉化事業の本土住民への拡充、そして交流人口が増えていくこと、それが本町住民だけに限られた場合に、隠岐の島の活性化については非常に危惧の念をもたざるを得ません。本土の方々、観光客の方々が来られたときに、今日の一般質問の議論の中でも出ましたけれども、やはり“おもてなし”をするという気持ち、そういう気持ちをもって観光客の方々に接していかなければならないというようなことも言われました。

島民だけが運賃低廉化を受けて、本土から来られた人は受けられないというようなことになった場合には、私たち町民の気持ちも晴れやかにならない、非常に鬱屈^{うっくつ}した気持ちになってしまう。そして、来られた観光客の方々も「えっ」といふようなことになるといふことが危惧されます。ここは、本当になりふりかまわず、国に要望していくといふような姿勢で臨まないと隠岐の島町は沈んでいくのではと、私は考えます。

町長、今の私の言ったことに対して、何かごさいましたらお願いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

低廉化の対象につきましては、議員と同様な考えをもっているところでございます。それは、先ほども申し上げましたように、町としても「交流人口についても対象とすべき」という考えは議員と同様の考えでございますので、今後も継続して、国の基本方針が出た場合におきましても継続して交流人口、この対象者の拡大について要望していくというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

終わります。

○議長（ 高 宮 陽 一 ）

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終わります。

ただ今から、14時35分まで休憩したいと思います。

（ 本会議休憩宣告 14時25分 ）

○議長（ 高 宮 陽 一 ）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 14時35分 ）

一般質問を続けます。

最後、3番：安部大助 議員

○3番（ 安 部 大 助 ）

それでは、本日最後の質問者となりました安部大助です。

今回は「高齢者福祉について」質問いたします。

高齢者福祉に関しては、町長の所信表明にもあったように「介護施策の充実」ということが掲げておられました。今後、“まちづくり”をしていく上で、介護施策の充実というのは重要であり、私もここは必要ではないかと同じ考えをもっています。

充実をさせていくための今度は体制づくり、あるいは構築、これはやはり充実させるためには必要不可欠なものであり、今回はお年寄り、高齢者を支えるための支援体制に絞って質問をして、町長の考えを伺いたいと思います。

近年、高齢者福祉に関しましては法の改正等がありまして、大きく変わってきております。簡単に言いますと、今までは事業者が個人の方に対して支援を行ういわゆる「個人支援」、今では地域全体で本人さんを支えていくという「地域生活支援」の方へ移ってきております。

特に皆さんご存知のように、よく耳にするのが「地域包括ケアシステム」、あるいは地域における課題等を解決するために事業者と行政が一緒になって会議をしていく「地域ケア会議

の充実」、こういうものが上げられておりより身近な地域で見守っていくという仕組みづくりが進められております。

また来年度からは、県が今まで実施しておりました「介護予防給付事業」の一部が来年度4月から市町村の方に移行され、より市町村の役割と責任は大きなものとなっていくことになっていきます。

本町の地域支援事業に関しましては、地域包括支援センターが中心的な役割を担っており、介護予防事業や包括的支援事業など膨大な事業を行っているのが現状です。その中で、先ほども申し上げました地域包括ケアシステムやケア会議、介護予防給付事業など、新たな事業を加えることで現在の地域包括支援センターだけでの対応が困難となってきて、今後大きな問題となってきます。

このような状況を踏まえ、私は、昨年12月に「地域包括支援センター業務を社会福祉協議会へ業務移行すること」を提言させていただきました。

最終的なマネジメントは行政が行っていくとしても、この地域支援事業を社会福祉協議会に委託する、そのことによって行政の業務がスリム化され、社協にとっても本来の目的でもある、使命でもある「地域福祉の推進」をより進めていくべき、進めていけるのではないかと考えています。そして、行政と包括支援センターと社会福祉協議会の役割を明確にし、そして社会福祉協議会が民間事業者として他の事業者とのパイプ役になって、横のつながりもでき、官民協働で今後の高齢者福祉を進めていくべきではないかと考えております。

しかしながら社会福祉協議会、皆さんもご存じのとおり、介護保険事業を撤退されてから住民の声もありますけども「何をしているのかなあ」という声があります。実際にも本来の社会福祉協議会としては、まだまだ体制が整っていないのかなという考えであります。

そのため、今すぐ包括支援センターの業務を移行するのは難しいかと思っておりますけども、今後の高齢者福祉を考えていく場合には、今のうちから少しずつ移行をする方向へ舵を取っていく必要があると思います。

これらのことから、私は地域包括支援センターの業務を社会福祉協議会へ委託・移行していき、今後の高齢者福祉の充実を進めていくべきと考えておりますけども、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

安部大助議員の「高齢者の支援体制について」のご質問にお答えします。

ご提案の地域包括支援センターの業務を社会福祉協議会に委託・移行することについてで

ありますが、地域包括支援センターで取り扱っている業務は、社会福祉士、保健師、主任ケアマネで対応する専門性の高いものが主であり、社会福祉協議会への業務移行は現時点において困難であると考えております。

しかしながら、議員仰せのとおり、地域包括支援センターは、平成27年4月の介護保険法改正により、既存の介護保険や福祉サービス等、従来行ってきた業務に加え、「住民等の多様な主体による多様な支援を充実させる」生活支援体制の整備や在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進、地域ケア会議の充実などを実施しなければならなくなり、大変業務量が増えてまいりました。

少子高齢化が急激に進展し、介護保険や公的福祉サービスだけでは、地域で高齢者を支えていくことに限界があるため、病院や買物への移送サービス、ごみ出しなどの生活関連のサービスの充実とボランティア、NPO、民間企業、自治会など多様な主体がこれらのサービスを提供することが必要とされております。このような生活関連サービスを創設していくために、本町では旧町村単位に生活支援コーディネーターを配置し、地域の方や介護保険事業所、医療機関関係者等と相談しながら、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を図りたいと考えております。

社会福祉協議会は、地域の生活課題解決に向けて地域に入り、災害体制や地域住民同士の助け合い活動を推進してきた団体でありますので、町が実施する生活支援コーディネート業務の一部を社会福祉協議会に委託し、他の事業所やコーディネーターと連携を深め、生活支援サービスを充実させていく考えであります。また、社会福祉協議会とは、随時業務の調整会議や現場職員レベルでの協議の場を設けておりますが、今後は、行政、社会福祉協議会それぞれが認識している本町の福祉課題を照らし合わせ、目標の共有化と役割分担を明確にする定例の調整会議を実施する予定であります。この中で、社会福祉協議会の実施が望ましいと思われる事業につきましては、移行に向け検討を進めてまいる考えでございますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

○3番（安部大助）

ただ今、答弁いただきました。

昨年12月に質問して、そのときの答弁と内容がほとんど変わっていない。正直、何のために質問したのかなと思っております。去年質問したときに、前町長は「業務移行そういったものも含めて社協と一回意見交換的なことをしていく。」という答弁をいただいております。

その後のことですので町長が全て把握されているのかは分かりませんので、答えられるの

なら課長でもかまいませんが課長も4月から福祉課になっておりますので、今年度のところで社会福祉協議会の方と移行についての意見交換的なものがあったのか、あればどういった内容だったのか、なければ無いでかまいませんのでお答え願いたいと思います。

○番外（福祉課長 長田 栄）

移行ということだけで、社会福祉協議会とは話し合いをしてはおりません。全体の地域福祉をどう進めたらいいのか、どういったことを今課題として捉えているのか、という話し合いは係長職以上のところでどちらも集まって話し合いをさせていただきました。

特に今、町長が答弁させていただいた地域包括ケア関係、生活支援関連のサービスを今後どのように進めていくのか、ということを中心に話をしました。全体としては、今年度はその1回でございますが、個々の事案関係については、私の把握している限りでは5回程度は各担当等でやっております。

○3番（安部 大助）

業務に関して委託、あるいは移行的なものは、そういう特化したものは協議していないということでもありますけども、やはり今の地域包括支援センターの業務に関しても午前中にもありました、今回の補正予算にもありましたが、保健師1名が包括支援センターの方へ異動したと。これを証明しているのが、要支援1、要支援2、あるいは第1次予防の方々の人数がどんどん増えていると、そのために今回こういった予算が含まれていると思っております。今後、この包括支援センターだけでは限界がきているのかなど。

それを踏まえて、やはり地域支援事業、なかには居宅介護支援事業、介護予防事業がありますが、そういったものを社協の方に業務を委託する、そういった方向が必要ではないかと答弁を聞いて再認識したところですが。

今の答弁を聞いて、町長の中で業務の委託的な移行、必要性について再度お伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

福祉課長と色々な協議もさせていただいております。先ほども答弁させていただきましたように、まず生活支援コーディネートの業務の一部を旧西郷地区ですが、社会福祉協議会に委託をするというふうな方向で進めてまいりますし、最後に答弁いたしましたように、調整会議を今後は実施をする。その中で、社会福祉協議会の実施が望ましいと思われる事業については、移行に向けた方向で考えていくというふうに協議はしております。

やはり、社協には介護保険ではカバーできないサービスやボランティア組織の強化、町民

の方のサービス実施等が福祉の最後の砦でございますので、体制づくりを強固に望んでおります。まずは、社会福祉協議会自体の体制もきちんと整備していくべきだというふうにも考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○3番（安部大助）

先ほどの町長の答弁の中に、一番大切なところは社協が今以上に前向きにやる気をもって、そして包括支援センターと連携をしていくという姿勢があれば、もっとやりやすいかと正直感じました。しかしながら、やはり社会福祉協議会と一緒にあって、ある意味育てていくという役割も、やはり行政しかできないのかなと思っております。

今の包括支援センターの業務、本当に膨大な事業ばかりだと思いますが、先ほど言ったコーディネーターの件も、今社協の方では進めております。しかし今、社協に足りないものというのが、介護保険事業から撤退した関係もあります。サロン等はやっておりますが。やはり地域福祉全体を見ると、お年寄りの方々の把握、これもしっかりと社協の役割の中にも入っております。しかし、今の段階ではそういったものも把握できていないのが現状です。そういった意味でも、今後、社協と一緒にやっていくために包括支援センターの中の事業を移行していく必要があるのかと思います。

先ほど答弁の中に、連携あるいはネットワークといったものをつくっていくという話ですが、じゃあそれを誰が事務的な処理をしていくのかを考えると、やはり包括支援センターが音頭をとってやっていかななくてはいけないんですね。そうするとき、また包括支援センターの業務が増えてくる。そうすると、もしかしたら今の人員では足りなくなって、最終的にはまた人員を増やす、でまた業務が増えて、今度はもうパンクしてしまうと。今のうちから社協との業務、管理に関してもそれに特化したような協議を進めていくべきだと思いますけども。

町長の「協議はしていく。」という答弁がありましたけど、包括支援センターの業務をしっかりと把握されてからどれを業務移行できるのか、そこまでの内容で進める考えはあるのか教えてください。

○番外（町長 池田高世偉）

これからの調整事項だと思っております。

先ほど申しあげましたように、議員もご認識のように今すぐに社会福祉協議会に移行できないというのも事実でございます。社会福祉協議会の体制の充実を見つつ、調整を図りつつ移行に向けた取組みは行っていききたいと、調整していききたいというふうに考えております。

○3番（安部大助）

今の答弁では、「移行に向けた調整をしていきたい。」ということは、社協との協議の中でそういった業務移行の話をしていくというかたちで認識してよろしいでしょうか。

○番外（町長池田高世偉）

どう言いますか、「そうだ。」というものではなくて、再三申し上げていますように調整の中で、社会福祉協議会とは今後も協議・調整します。実施が望ましいと思われる事業、これについて移行に向けた取組みを行うということで、最初にも答弁しておりますので、その点は間違いございません。望ましいと思われる事業をきちんと協議をしていくという考えでございますのでご理解をいただきたいと思ひます。お願いします。

○3番（安部大助）

終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日12月19日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

（散会宣告 14時57分）

以下余白